

# 「長野県主要農作物等種子条例（仮称）」 骨子（案）に関する参考資料

## 1 骨子（案）の項目と種子の生産供給の仕組み

「主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）」で規定されていた項目については、「長野県主要農作物等種子条例（仮称）」の骨子（案）において、すべて盛り込むこととしています。

また、「種子法」では規定されていなかった6つの項目（下表の網掛け部分）について、この骨子（案）では、新たに盛り込んでいます。

＜「主要農作物種子法」と「県条例骨子案（案）」の比較＞

| 項目                   | 主要農作物種子法       | 長野県主要農作物等種子条例（仮称）       |                  |
|----------------------|----------------|-------------------------|------------------|
|                      | 条文             | 骨子（案）                   | 実施者              |
| 対象とする作物              | 稲・麦類・大豆        | 稲・麦類・大豆・<br>そば・信州の伝統野菜等 |                  |
| 目的                   | 第1条            | 1                       |                  |
| 基本理念                 | —              | 1                       |                  |
| 用語の定義                | 第2条            | 2                       |                  |
| 県の責務・関係機関等の役割        | —              | 3                       |                  |
| 優良な品種の決定             | 第8条            | 4－（1）                   | 県                |
| 種子計画の策定              | （基本要綱で規定）      | 4－（2）                   | 種子管理団体*1         |
| 原原種の生産               | 第7条            | 4－（3）                   | 県                |
| 原種の生産                |                | 4－（4）                   | 種子管理団体*1         |
| 種子の確保                | —              | 4－（5）                   | 種子管理団体*1         |
| 種子生産ほ場の指定（届出）        | 第3条（指定）        | 4－（6）（届出）               | 種子生産者            |
| ほ場・生産物審査             | 第4条            | 4－（7）                   | 請求：種子生産者<br>審査：県 |
| 審査証明書の交付             | 第5条            | 4－（8）                   | 県                |
| 勧告、助言及び指導            | 第6条（勧告、助言及び指導） | 5－（1）（助言及び指導）           | 県                |
| 種子生産者等への支援           | —              | 5－（2）                   | 県                |
| 「信州の伝統野菜」等の種子保存等への支援 | —              | 6                       | 県                |
| 財政上の措置               | —              | 7                       | 県                |

\*1 種子管理団体とは、県が指定する団体（一般社団法人 長野県原種センターを想定）

Q 1 廃止された「主要農作物種子法」とはどんな法律だったのですか。

Q 2 県内の主要農作物の種子生産はどのような状況ですか。

Q 3 主要農作物の種子生産の現場ではどのような課題がありますか。

Q 4 種子管理団体「長野県原種センター」とはどのような組織ですか。

Q 5 「主要農作物種子法」の廃止により、海外の民間企業に種子が独占されてしまうことはありますか。

Q 6 「主要農作物種子法」の廃止により、遺伝子組換え作物が県内で生産されたり、既存品種と交雑することはありませんか。

Q 7 「主要農作物種子法」の廃止により、種子の自家増殖が禁止になるのですか。

Q 8 長野県独自の対応として、対象作物（品種）に加えたものはありますか。

Q 9 「信州の伝統野菜」の生産はどのような状況ですか。

Q 10 条例骨子（案）において、長野県らしい点や特徴は何ですか。

**Q 1 廃止された「主要農作物種子法」とはどんな法律だったのですか。**

「主要農作物種子法」（昭和 27 年制定）は、戦後の食糧増産を背景に、国・都道府県が主導して優良な種子を確保するため、稲・麦類・大豆の種子の生産・普及を都道府県に義務付けていた法律です。同法は、平成 30 年 4 月 1 日に廃止されましたが、長野県では、全国トップクラスの生産量を誇る「そば」を主要農作物に加えて「長野県主要農作物の種子生産に係る基本要綱」を制定し、これまでどおり法律に定められていた業務を継続して、種子の生産・安定供給に努めています。

**Q 2 県内の主要農作物の種子生産はどのような状況ですか。**

主要農作物の種子は、450 戸の種子生産者が約 400ha の採種ほ場において、年間約 1,500 t を生産しています。種子生産者は、他品種の混入等を防ぎ、品質の高い種子を生産するため、一般の栽培とは異なる厳正な管理を行っています。収穫された種子は、専用施設において調製し、出荷されています。また、県の種子審査員がほ場及び生産物の審査を行い、高い品質を確保しています。

**Q 3 主要農作物の種子生産の現場ではどのような課題がありますか。**

主要農作物の種子生産は、形質の異なる株を見分けて抜取り作業を行うなど、種子生産者の長年の経験と巧みな技術により支えられています。しかし、採種ほ場は中山間地域が多く、種子生産者の高齢化が進んでいることから、安定的な種子生産のためには、新たな担い手の確保が課題となっています。

また、種子を調製する専用施設の老朽化も進んでいます。

**Q 4 種子管理団体「長野県原種センター」とはどのような組織ですか。**

長野県で育成された品種等の種苗を安定的に生産・供給するため、昭和 62 年に県、市町村、農業関係団体、種苗業者の出資により設立された社団法人（本部：長野市松代町）です（平成 25 年から一般社団法人）。主な業務として、主要農作物の原種生産や種子の確保と需給調整、県が育成した品種の種苗等の生産供給、植物遺伝資源の保存などを行っています。

**Q 5 「主要農作物種子法」の廃止により、海外の民間企業に種子が独占されてしまうことはありませんか。**

「主要農作物種子法」の廃止後も、種子生産を行っていない東京都を除く全ての道府県が、これまでどおり種子生産に関わるとしています。

また、全国では、消費者のニーズに対応し、栽培地域に適した多種多様な品種が開発され栽培されていることから、画一的かつ大規模生産に適した品種の開発を基本とする海外の民間企業などが、国内の主要農作物の種子を独占することは考えにくいと思われます。

**Q 6 「主要農作物種子法」の廃止により、遺伝子組換え作物が県内で生産されたり、既存品種と交雑することはありませんか。**

「主要農作物種子法」には、遺伝子組換え作物についての規定はなく、同法の廃止により遺伝子組換え作物が生産されることにはつながりません。

遺伝子組換え作物は、関連する法律\*1に基づき、国が科学的な評価を行い、問題のないものだけが輸入・流通・栽培される仕組みとなっています。現在、遺伝子組換え作物として国内で栽培されているのは花き（バラ）だけであり、消費者の遺伝子組換え作物を食べたくないという感情等から食用の作物は栽培されておらず、今後も栽培される可能性は非常に低いと考えています。

また、稲などの主要農作物は、自家受粉する植物\*2であることから、遺伝子組換え作物と交雑する危険性は極めて低いものと考えられます。

しかし、県民からの不安の声もあることから、今後、「遺伝子組換え作物に関するガイドライン」の作成などについて検討してまいります。

\*1 関連する法律：「食品衛生法」、「食品安全基本法」、「飼料安全法」、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（通称：カルタヘナ法）」

\*2 自家受粉する植物：花粉が同じ花の雌しべに受粉することで種子ができる植物

**Q 7 「主要農作物種子法」の廃止により、種子の自家増殖が禁止になるのですか。**

「主要農作物種子法」には、自家増殖\*3についての規定はなく、同法の廃止により種子の自家増殖ができなくなることにはつながりません。

自家増殖について「種苗法」では、一定の要件の下に登録品種の自家増殖を「原則容認」している一方、農業者への種苗供給に影響を与えないことを前提に、農業者の意見を聴きながら例外的に自家増殖を禁止する植物を定めています。

また、昨年、農林水産省が自家増殖を「原則禁止」にする方向で同法の見直しを検討していると報道されましたが、同省は新たな方針を決定した事実はないとしています。

なお、在来品種や登録期間が終了した品種については、これまでも自家増殖が認められており、今後も自家増殖が可能とされています。

\*3 自家増殖：購入した種苗から栽培して得た収穫物の一部を次期作に使う種苗として確保すること

**Q 8 長野県独自の対応として、対象作物（品種）に加えたものはありますか。**

長野県の条例骨子（案）では、全国トップクラスの生産量を誇る「そば」を主要農作物に加えています。また、信州の食文化を支える「信州の伝統野菜」や「将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種」についても、対象に加えました。

**Q9 「信州の伝統野菜」の生産はどのような状況ですか。**

「信州伝統野菜認定制度」に基づき、漬け菜、きゅうり、大根、かぶなど、現在 76 種が「信州の伝統野菜」に選定されています。このうち 49 種については、地域の生産グループ等が組織され積極的に栽培されていますが、個人農家により栽培されているものもあり、栽培技術の伝承や種子の維持が課題となっています。

**Q10 条例骨子（案）において、長野県らしい点や特徴は何ですか。**

次の 5 点が、条例骨子（案）における長野県らしい点や特徴です。

- ① 基本理念に、消費者への安全・安心な食料の安定的な供給に資することを盛り込んだこと
- ② 条例の対象に、「そば」や「信州の伝統野菜」及び「将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種」を加えたこと
- ③ 本県の種子の生産等において重要な役割を担っている種子管理団体（長野県原種センター）の役割を明確にしたこと
- ④ 種子生産者等に対する支援を明記したこと
- ⑤ 施策を推進するために必要な財政上の措置について明記したこと